

いきいきランドかが指定管理者募集要項

加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年加賀市条例 71 号）及びいきいきランドかが条例（平成 17 年加賀市条例第 136 号）に基づき、次のとおりいきいきランドかがの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

1. 対象施設の概要

- (1) 名 称 いきいきランドかが
- (2) 所在地 加賀市熊坂町乙 1 番地 1
- (3) 施設の目的 市民の保養と健康増進を図るとともに、福祉の向上と地域振興に資することを目的とします。
- (4) 施設概要 詳細は別表 1 のとおり

2. 指定管理者が行う業務の範囲

仕様書のとおり

3. 応募資格

(1) 応募資格

加賀市内に事業所、営業所若しくは事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できるものとします（個人による応募は不可）。

(2) 複数の団体により構成されるグループによる応募

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を組み、その代表団体を定めていただき、上記(1)の要件をその代表団体に求めます。

(3) 欠格事項

次に該当する法人等（法人以外の団体の場合は、その代表者）は、応募することができません。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、加賀市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

エ 加賀市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正利益を得るために連合したもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
カ 税料金等を滞納しているもの
キ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条、
第166条第2項及び第180条の5第6項の規定に抵触するもの。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条の規定に該当する場合を除く。

なお、応募後に、上記の欠格事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることができません。

(4) 失格事由

以下に該当した場合は、失格とします。

- ・募集要項に定めた応募資格が備わっていないとき。
- ・複数種類の提出書類を提出したとき。（重複提案の禁止）
- ・当該募集にかかる公告の日から選定会終了までの期間において、指定管理者選定会の選定員、加賀市職員その他選定に関係する者に対して、指定管理者の選定に関し、合理的、かつ正当な理由なく接触するなどの不正な働きかけを行ったとき、又は他の応募者の社会的評価を低下させる行為を行ったとき。
- ・提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- ・その他募集要項に定める欠格事項に該当するとき。

4. 指定期間

5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間の途中で指定を取り消し、又は期間を定めて管理の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

5. 選定の基準

選定に当たっては、次の選定基準に基づき、審査を行います。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
 - ア 管理運営の理念が方針に表れていること。
 - イ 事業等の内容に偏りがいないこと。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - ア 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られていること。
 - イ 利用者に対するサービスの向上が図られていること。
 - ウ 住民ニーズの把握及び利用促進対策が図られていること。
 - エ 魅力的な提案（アイデア）や自主事業などが存在すること。

- (3) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。
 - ア 職員の人的能力（管理運営組織）の確保が図られていること。
 - イ 経営規模、物的能力（収支計画）等が適切であること。
 - ウ 経営状況の健全化（信頼性）が得られるものであること。
 - エ 施設の運営に必要な研修を実施する体制があること。
- (4) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - ア 効率的管理運営方策が適切であること。
 - イ 施設管理、安全管理が適切であること。
 - ウ 防犯・防災対策（緊急時を含む。）が適切であること。
 - エ 事業計画の実現の可能性が見込めるものであること。
 - オ 加賀市環境美化センター（以下「美化センター」という。）の余熱を利用する場合、美化センターと連携して運営管理ができること。
- (5) その他
 - ア 住民、関係団体及び関係機関と協働を行う法人等であること。
 - イ 個人情報が適正に管理される体制となっていること。

6. 利用料金等に関する事項

- (1) 入浴施設の利用料金については、いきいきランドかが条例別表に定める額とします。
- (2) 体育施設の利用料金については、いきいきランドかが条例別表に定める額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て定めることとします。
- (3) 自動販売機等の料金は、提案書で表記し、市長の承認を得て定めることとします。
- (4) 利用料金等の取扱いについては、資料1のとおりとします。なお、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受されます。
- (5) 障がい者、高齢者、中学生以下の者等に対する利用料金は条例等の減免規定に従うこととします。なお、この減免に伴う収入補填は行いません。
- (6) 市が指定する回数券については、指示に従うこととします。
- (7) いきいきランドかが条例別表で定める金額は、加賀市における利用料金の見直し等により条例改正を行い、変更場合があります。また、今後、消費税等の税率が変更された場合、いきいきランドかが条例別表で定める金額のうち消費税等相当額は、その変更された税率に対応した額となります。

7. 収入及び経費等

- (1) 収入及び経費
 - いきいきランドかがの管理に係る全ての費用は、利用料金、指定管理料及

びその他の収入をもって充てるものとします。ただし、各年度の決算において収支が一定の割合を超えて過不足が生じた場合は、加賀市と指定管理者とで協議を行うこととします。

(2) 施設、備品等の整備・改修費用

施設、備品等の整備・改修費用については、仕様書に定めるとおりですが、指定管理者が自らの資金でこれらを整備・改修する場合は、あらかじめ加賀市と協議し、承諾を得てください。当該施設、備品等については、指定管理期間の終了までに、原則として原状回復を行っていただきます。ただし、次期の指定管理者又は加賀市との間で当該施設、備品等の承継について合意が得られた場合はこの限りではありません。

上記に基づく施設、設備等の整備、改修等をした財産は加賀市に帰属するものとします。

8. 危険負担

(1) 損害賠償責任

ア 指定管理者の故意又は過失により、加賀市又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者は、その損害を賠償するものとします。

イ アにより発生した損害について、加賀市が第三者に対し賠償を行った場合は、加賀市は指定管理者に対し求償するものとします。

(2) リスクの管理・責任分担

リスクの管理・責任分担の詳細については、別途協定で定めますが、別表2を基本としておりますので、参考にしてください。

(3) 保険の加入

業務の実施に当たり、指定管理者は、自らのリスクに対応して、必要な損害賠償責任保険等に参加し、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。特に、以下の保険には加入してください。

ア 指定管理者が賠償すべき理由により、損害賠償責任を負うことになった場合に備えた保険（特に、加賀市が加入する保険の対象外となる業務、事故等に備えるもの）

加賀市が加入する「市民総合賠償補償保険」の同等補償の賠償責任保険に参加することとし、保険金額（支払金額）は次の額以上とします。

【補償額】身体賠償 1 名につき 1.5 億円 身体賠償 1 事故につき 15 億円
財物賠償 1 事故につき 0.2 億円

イ 自主事業等の参加者への保険

ウ 取得した個人情報の漏洩による施設・動産の所有者又は第三者に対する法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合に備えた保険

なお、加賀市が加入している保険は、以下のとおりです。

- ・建物総合損害共済
- ・市民総合賠償補償保険

9. 運営に際する目安（※自主事業利用者を除く。）

(1) 利用者人数

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
29,814 人	33,495 人	38,093 人

(2) 利用料金収入額

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
5,811 千円	7,142 千円	7,952 千円

(3) 指定管理料

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 千円	0 千円	0 千円

(4) 管理経費（支出額）

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
63,167 千円	63,184 千円	59,580 千円

10. 募集要項の配布

(1) 配布場所 加賀市産業振興部環境課生活環境グループ

〒922-8622 加賀市大聖寺南町二 4 1

TEL 0761-72-7885 FAX 0761-72-7991

※ 郵送を希望される場合は、320 円分の切手を貼った返信用封筒を同封の上、上記宛て請求してください。

(2) 配布期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

（ただし午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

※ なお、下記ホームページからも募集要項と提出書類の様式を入手できます。

<http://www.city.kaga.ishikawa.jp/> （加賀市ホームページ）

11. 提出書類

応募する際には、募集要項と一緒に配布する仕様書を参考にし、以下の書類を各 10 部（正本 1 部・副本 9 部）提出してください。

(1) 指定申請書（様式第 1 号）

(2) いきいきランドかが指定管理者指定申請に関する宣誓書（様式第 2 号）

(3) 団体の概要（様式第 3 号）

(4) 管理運営能力及び実績（様式第 4 号）

(5) 事業計画書（様式第 5 号）

(6) 収支計画書（様式第 6 号）

(7) （自主事業を実施する場合）自主事業に係る事業計画書及び収支計画書（様式第 7 号）

※公の施設敷地内での自動販売機の設置は、加賀市が入札により貸付先を決定いたします。そのため、自主事業としての提案はできません。（自動販売機の設置について自主事業として認められた場合は、自動販売機の設置を希望する者を募り、競争性を保つ手続きを経て設置者を選定してください。ただし、公募を実施して応札がない場合を除く。）

(8) 当該団体の経営状況、事業報告を説明する書類（申請の日の属する事業年度及び前事業年度における収支予算書（又は決算書）、貸借対照表及び損益計算書、事業報告書又はこれらに類する書類）

(9) 納税を証する書面（直近 1 年間の法人税、市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）※法人以外の団体にあつては、代表者の納税証明書

(10) 当該団体の類似施設の管理実績がある場合は、その実績が分かる資料

(11) 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類（法人にあつては、当該法人の登記簿謄本）及びパンフレット等団体の概要が分かる資料

(12) その他市長が必要と認める書類

※グループによる応募の場合は、共同企業体等を構成したことを示す書類（共同企業体協定書等）を添付してください。

12. 応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募する法人・団体の負担とします。

13. 提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木） 午後 5 時 15 分までに必着

（郵送の場合、書留郵便により最終日の 7 月 31 日午後 5 時 15 分までに必着のこと）

14. 提出先

加賀市産業振興部環境課生活環境グループ

〒922-8622 加賀市大聖寺南町二 4 1

15. 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催しますので、申請を予定される法人その他団体は必ず参加してください。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方を事前に加賀市役所加賀市産業振興部環境課にご連絡ください。

(1) 開催日時 令和 7 年 7 月 16 日（水）午前 10 時～12 時

(2) 開催場所 いきいきランドかが

- (3) 申込期日 令和 7 年 7 月 11 日（金）

16. 質問の受付

- (1) 受付期間 令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 7 年 7 月 24 日（木）
(2) 質問の方法 電子メールにより送付してください（様式第 8 号「質疑書」）。
(3) 回答の方法 質問に対する回答は、加賀市ホームページへの公開により行います。質問から概ね 3 開庁日程度で随時回答します。

17. 選考方法と審査結果通知

(1) 第一次審査(書類審査)

応募者から提出された審査書類の内容による選考を行います。

概ね上位 5 団体以内を選定します。

審査の結果は、応募者全員に文書にてお知らせします。

(2) 第二次審査（指定管理者選定会による審査）

第一次審査の通過者については、後日、指定管理者選定会のご案内をします。

選定会は公開とします。詳細については、後日お知らせします。

選定会では、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行った上で審査を行います。選定会において応募者からの提案等を総合的に審査し、優先交渉権者を決定します。全応募者が一定基準を満たさない場合は、優先交渉権者無しとする場合があります。

なお、選定会での説明者は各団体 2 名以内でお願いします。

審査結果は、第二次審査参加者全員に文書で通知します。

(3) 候補者選定手続き

第二次審査で設定された交渉権者の順位に従い、加賀市と優先交渉権者は指定管理者候補者の選定に向けた協議を行います。協議が整わない場合は、次順位の交渉権者との協議を行います。（以下、協議が整ったものを「候補者」という。）

18. 選定審査対象除外

下記の場合においては選定対象から除外いたします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
(2) この要項への違反又は著しい逸脱が明らかになったとき。
(3) 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。
(4) その他不正行為が認められたとき。

19. 指定管理者の決定、協定の締結及び第三者への再委託

(1) 指定管理者の決定

加賀市は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、加賀市議会の

議決を経て指定管理者を指定し、文書で通知します。

ただし、市議会での議決が得られない場合又は議決を得るまでの間に候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、当該候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

(2) 協定の締結

議決後に加賀市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定に基づく指定管理料は当該年度の予算額の範囲内で、加賀市と指定管理者の協議によって決定します。

(3) 業務の第三者への再委託

指定管理者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、施設の清掃や警備、設備の保守点検などの維持管理業務及びその他の事業の一部について、あらかじめ加賀市が認めた場合はこの限りではありません。

20. 指定管理者の指定の取消し

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために加賀市が行う指示に従わないとき、指定管理者の業務が仕様書等に規定した内容や水準を満たしていないと判断したとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

21. 事務・業務等の引継ぎ

(1) 業務開始へ向けての引継ぎ

候補者は、令和 8 年 4 月の業務開始に向けて、現行の指定管理者及び加賀市と、随時、協議や事務引継ぎを行います。なお、その経費については、候補者の負担とします。

指定管理者は、現在、施設に勤務している従業員のうち、引き続き勤務を希望する者を令和 8 年 4 月以降も指定管理者において継続して雇用することとします。

(2) 次期指定管理者への引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより、管理を終了するときは、次期指定管理者が円滑かつ支障なくいきいきランドかがの業務を遂行できるよう引継ぎを行うこととします。

また、来年度に実施する予定の事業として、現在の指定管理者が準備を進めているものについては、原則として、指定管理者において実施していただくこととします。

(3) 令和 8 年度の予約分への対応

令和 8 年度の屋外グラウンド等の利用につき、すでに利用許可を行っている

ものについては、引き続き、継承することとします。

(4) 消費税率変更への対応

消費税率変更に関して、令和 8 年 4 月から施設の管理運営を行う上で必要な対応については、原則として、今回選定される候補者（指定管理者）において対応することとします。

22. スケジュール（予定）

令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日	募集要項の配布
令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 7 月 24 日	質問事項の受付
令和 7 年 7 月 16 日	現地説明会
質問から概ね 3 開庁日程度で随時回答	質問事項の回答
令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日	申請受付
令和 7 年 8 月中旬～9 月下旬	選定会の開催（第二次審査）
令和 7 年 12 月	指定管理者候補者選定
令和 7 年 12 月～令和 8 年 3 月	指定の議決、業務引継ぎ
令和 8 年 4 月 1 日	業務開始

23. その他

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(使用は市内部及び選定会に限る)。
- (3) 提出された書類は、加賀市情報公開条例（平成 17 年加賀市条例第 16 号）に基づく情報公開請求により応募者の了承を
- (4) 得ることなく開示することがあります。ただし、加賀市情報公開条例第 7 条に定める非公開情報を除きます。
- (5) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面（様式は任意）により申し出てください。
- (6) 施設設備の部分改修、修繕のため一時的に休館する場合(施設維持管理上、止むをえず休館する場合は、事前協議を行なうこととします。
- (6) 施設命名権（ネーミングライツ）
本施設の名称は「いきいきランドかが」ですが、指定管理者は、自らが管理し、又は管理することとなる施設について、加賀市と協議の上、別名を命名することができます。

24. 問合せ先

加賀市産業振興部環境課生活環境グループ 担当 尾花
TEL 0761-72-7885 FAX 0761-72-7991
E-mail seikatsukankyou@city.kaga.lg.jp